

産後ケア事業にかかる集合契約の実施について（案）

1 集合契約について

集合契約に参加する市町から委任を受けた兵庫県と、集合契約に参加する実施機関から委任を受けた一般社団法人兵庫県医師会、一般社団法人兵庫県助産師会が代表して契約をします。（県内に限りませんが、集合契約をすると、各市町、各実施機関が個別に契約を行う必要がなくなります。）

- ・実施機関が集合契約に参加していても、不参加市町在住の利用者へのサービス提供には、別途当該市町との個別契約が必要です。
- ・市町が集合契約に参加していても、不参加実施機関にサービス提供を依頼する場合は、別途当該実施機関との個別契約が必要です。

➡ 上記のことから、県内の多くの市町、実施機関の参加をお願いいたします。

2 集合契約上の基本的な事項について

- (1) 毎年(年度当初)に、県より「集合契約参加市町実施状況等一覧」及び「集合契約参加市町窓口一覧」を市町及び集合契約参加機関（以下、協力機関）に提供します。
- (2) 産後ケア事業の対象、内容、金額等の統一を図ることとしています。

- ① 産後ケア事業の利用期間：産後1年以内とする。ただし、協力機関のサービス対象月齢は、利用期間内で各協力機関が設定できる。
- ② 協力機関は、下記の内容を実施できる機関とする。

- ① 産婦への保健指導、栄養指導（健康状態の観察、栄養指導等）
- ② 産婦の心理的ケア（EPDS等を活用した相談支援等）
- ③ 適切な授乳ができるためのケア（乳房ケア又は授乳支援等）
- ④ 育児の手技についての具体的な指導及び相談
（発育発達チェック、離乳食相談、育児相談）
（抱き方、沐浴、寝かしつけ等の指導・相談）

※産後ケア事業ガイドライン（案）及びQ&Aを参考に記載

- ③ 集合契約の契約金額は、右記のとおり統一します。ただし、委託額、自己負担は市町が定めます。

※ 訪問型の契約金額は、交通費を含む。

ただし、協力機関がケア提供範囲(市町名)を設定することができる。

※ 対象経費は、食費、離乳食、個室、光熱水費等を含むものとする。ただし、特別室、エステなど母体の身体的回復等の目的と異なるものは、当該サービスに該当せず利用者負担となる。

- ④ 産後ケア事業にかかる様式は、県が利用券、利用報告書、請求書等の参考様式(ひな形)を市町へ提示します。 ※今後作成します。

自己負担 委託額

契約金額(事業の総額)

宿泊型 31,000円/日
通所型 3,400円/時間
訪問型 5,000円/時間

(訪問型は交通費込み)
※平均値、中央値より算出

【加算】多胎加算（精査中）

要支援加算※（国基準）

宿泊型 7,000円/日

※市町から支援依頼を受け、受入れた場合
(兄弟や生後4か月以降の受入れ加算：R7検討)

3 集合契約を行う産後ケア事業協力機関について

(1) 実施内容及び報告について

- ・利用報告書に実施内容としてケア内容と今後の支援の必要性等を記載ください。また、母子健康手帳へ利用した旨の記載もお願いします。
- ・支援が必要と判断した場合は、養育支援ネットを活用する等、市町と連携し切れ目のない支援にご協力願います。

(2) 費用について

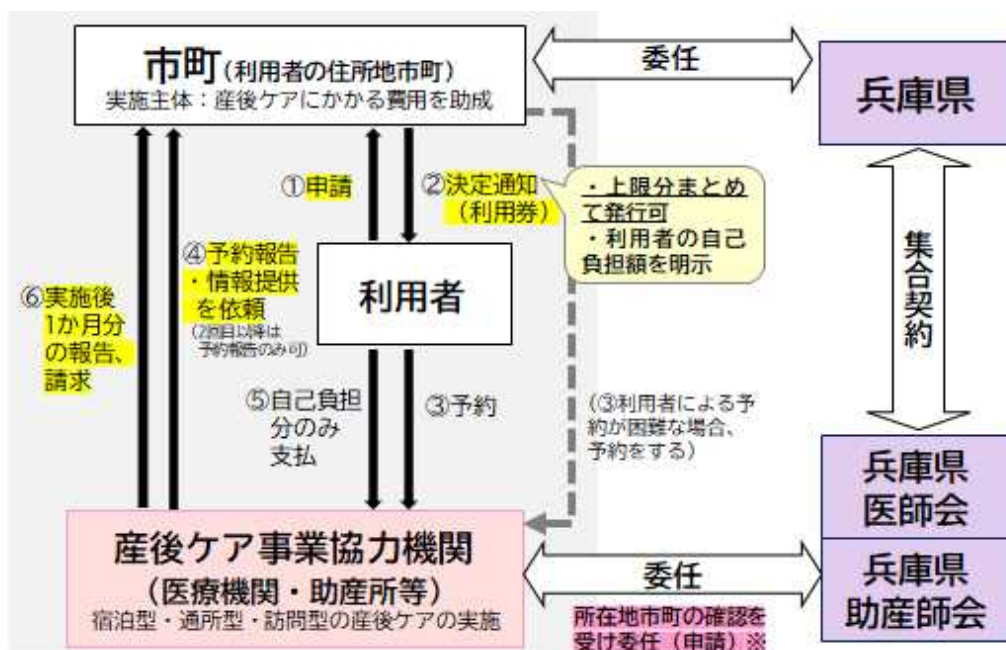
- ・自己負担額は、利用者が利用当日に協力機関へ直接、支払します。
- ・協力機関は、契約金額から市町が定める自己負担額を減じた額(委託料)を、所在地市町に請求(1か月分)することになります。
- ・利用券に記載している実施内容(依頼内容)以外のオプションサービスは、利用者に説明を行い、了承を得た上で実施し、当日実費徴収することになります。

4 利用の流れについて

(各市町において、迅速性、利便性を鑑み、メール・電話等を活用してください)

- ① 利用者が、住所地の市町へ利用申請書及び情報提供同意書を提出
- ② 市町が利用者の希望や状況を確認し、利用を決定
⇒ 利用者に利用券を発行する(利用上限分をまとめて発行可)
※利用上限は、市町が設定(例：宿泊型○日以内、通所型○時間以内、訪問型○時間以内)
- ③ 利用者は、協力機関に連絡し予約をとる
(利用者による予約が困難な場合は、市町が代わりに予約をする)
- ④ 協力機関は、予約が入ったことを市町に報告し、情報提供を依頼する。(2回目以降は、市町に予約が入ったことを報告し、必要があれば情報提供を依頼する)
- ⑤ 利用者は、利用当日に自己負担額を協力機関へ直接支払う
- ⑥ 協力機関は、請求書に利用報告書を添えて、当月1か月分をまとめて翌月10日までに利用者の住所地市町に請求する
- ⑦ 市町は、請求書を受理した日から起算して30日以内に協力機関へ委託料を支払う

【フロー図】



※産後ケア事業協力機関は、所在地市町に住民サービスとして適切かどうかの承認を得て、集合契約の委任状を提出する。(国の産後ケア事業ガイドラインを元にチェック内容を提案予定)

【その他】各市町において、迅速性、利便性を鑑み、メール・電話等を活用する